令和８年４月１日現在

No.	特例措置対象資産（具体例）	税目	議会議決	町税条例	根拠規定（地方税法）	資産の取得時期（※5）	特例の適用期間（※5）	特例割合
	「わがまち特例」による固定資産税の特例措置（償却資産分抜粋）							
①	**家庭的保育事業の用に直接供する家屋および償却資産**	固定資産税（家屋および償却資産）	H29.3専決	第61条の2第1項	法第349条の3第28項	H29.4.1～	期限なし	1/2
②	**居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋および償却資産**	固定資産税（家屋および償却資産）	H29.3専決	第61条の2第2項	法第349条の3第29項			1/2
③	**事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）の用に直接供する家屋および償却資産**	固定資産税（家屋および償却資産）	H29.3専決	第61条の2第3項	法第349条の3第30項			1/2
④	**公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）** （沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等）	固定資産税（償却資産）	R2.3専決 R6.3 R8.3 税法改正	附則第10条の2第1項	法附則第15条第2項第1号	R6.4.1～ **R10.3.31**	期限なし	1/2
⑤	**公害防止用設備（下水道除害施設）** （沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等）	固定資産税（償却資産）	R4.3専決 R6.3 税法改正	附則第10条の2第2項	法附則第15条第2項第5号			4/5（※3）
⑥	**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備）** （総務省令で定める規模＝1,000ｋｗ未満のもの）　**※ペロブスカイト太陽電池に限る**	固定資産税	R5.3専決 R6.3 R8.3 税法改正	附則第10条の2第3項	法附則第15条第24項第1号イ	**R8.4.1～ R11.3.31**	3年度分	~~2/3~~ **1/2**
⑦	**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（特定水力発電設備）** （総務省令で定める規模＝5,000ｋｗ未満のもの）	固定資産税	R5.3 R6.3 R8.3 専決	附則第10条の2第4項	法附則第15条第24項第1号ロ			**1/2**

⑧	**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（特定地熱発電設備）** （総務省令で定める規模＝1,000ｋｗ以上のもの）	固定資産税	R5.3 R6.3 R8.3 専決	附則第10条の2第5項	法附則第15条第24項第1号ハ			1/2
⑨	**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備）** （総務省令で定める規模＝10,000kw未満のもの）	固定資産税	R5.3 R6.3 R8.3 専決	附則第10条の2第6項	法附則第15条第24項第1号ニ			1/2
⑩	**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（特定風力発電設備）** **※陸上風力に限る**	固定資産税	R5.3 R6.3 R8.3 専決	附則第10条の2第7項	法附則第15条第24項第3号イ			2/3
⑪	**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（特定地熱発電設備）** （総務省令で定める規模＝1,000ｋｗ未満のもの）	固定資産税	R5.3 R8.3 専決	附則第10条の2第8項	法附則第15条第24項第3号ロ			2/3
⑫	**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（特定水力発電設備）** （総務省令で定める規模＝5,000ｋｗ以上のもの）	固定資産税	R5.3 R6.3 R8.3 専決	附則第10条の2第9項	法附則第15条第24項第4号			3/4

※１　税額を減額する割合（例．⑮は税額を２／３減額する。つまり、税額が１／３となる。）

㊟　特例割合は、課税標準に対する軽減割合である。

※２　特例対象資産とは、家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。）並びに構築物をいう。

※３　令和４年４月１日以降に建設した設備について適用する。（それ以前のものの軽減割合は、４分の３）